

知的障がい者の抱える諸問題と

明日へ繋がる政策を考える会

1. 設立趣旨

日本では知的障がい者として約 108 万人が認定されているが、潜在的には約 280 万人が知的障がい者に該当するといわれている。

現在の障がい者福祉政策により救済されている知的障がい者と、政策対象からはみ出されていて放置されている数多くの知的障がい者。親亡き後の将来の不安におびえる大多数の知的障がい者の家族達。

多数の問題を抱える現行政策からパラダイムシフトをし、知的障がい者の特性を踏まえた合理的・継続性のある政策の実現を目的として本会を設立する。

2. 現行の知的障がい者政策における法的・現実的な諸問題 (概要)

- (1) 知的障がい者の定義、及び、障がい者認定の明確な基準が無い。
- (2) 国が認定した 108 万人の知的障がい者のうち、すでに生活の安全が確保されている状態の人数は施設入所者の 11 万人、それ以外に残る 97 万人は家族＝親が支えている。
- (3) 親の死亡後、または親が被介護者になった場合、子供（知的障がい者）の生活を見る者がいない。親無き後の障がい者問題は喫緊の課題である。
- (4) 現在、国民も障がい者問題に関する知識が広範に普及しつつあり、発達障害などの様々な障害を考えると全国民の 2 割を超えるというデータさえ常識になりつつある。少子高齢化と将来の人口問題を克服することが直近の課題である状況下において、障がい児に対する万全のセーフティネットを構築することが、出産阻害要因の大きな要因を除去することにもなる。
- (5) 国家が提供すべきサービスとしては、少なくとも厚労省・内閣府の把握する 108 万人が、親亡き後の独り身になっても安全に暮らせる施設サービスを提供することに尽きる。教育や、生きがい作りであるとか、二義的サービスは、民間のサービス業者の活用を含めての検討が必要である。

そして、国際基準に基づく知的障がい者数 280 万人から国が認定した 108 万人を差し引いた 172 万人は、国家が生活費として支給する障がい者年金の対象にすることまではせずとも、税金課税、年金徴収、公共サービス、医療保険などにおいて、何らかの便宜を図るべきであろう。制度の柔軟性と自由競争原理を含めた活用の検討、またサービスの現物支給制度から現金支給制度への転換も図る必要がある。

以上